

令和2年度

児童施設指導監査の着眼点

(運営編)

横 浜 市
こども青少年局監査課

指摘区分について【参考】

- ・ 監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・ 改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

文書指摘事項	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
口頭指摘事項	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
助言事項	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

- ◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- ◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。

根拠法令について

● 横浜市条例・要綱等

省略標記	正式名称		公布年月日	最近改正
認可基準条例	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	条例第60条	平成24年12月28日	令和1年10月4日
市防災計画「震災対策編」	横浜市防災計画「震災対策編」			令和2年1月
市防災計画「風水害対策編」	横浜市防災計画「風水害対策編」			令和2年1月
児童家庭支援センター要綱	横浜型児童家庭支援センター事業実施要綱		平成13年3月30日	令和2年2月6日
子育て短期支援事業要綱	横浜型児童家庭支援センター等で実施する横浜市子育て短期事業実施要綱		平成22年4月1日	令和1年11月19日

● 関係法令等

省略標記	正式名称		公布年月日	最近改正
消防法	消防法	法律第186号	昭和23年7月24日	平成30年6月27日
消防法施行令	消防法施行令	政令第37号	昭和36年3月25日	令和元年12月13日
労基法	労働基準法	法律第49号	昭和22年4月7日	平成30年12月14日
労基法施行規則	労働基準法施行規則	省令第23号	昭和22年9月1日	平成31年4月10日
労働安全衛生法	労働安全衛生法	法律第57号	昭和47年6月8日	平成30年7月25日
水防法	水防法	法律193号	昭和24年6月4日	平成29年6月19日
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法律57号	平成12年5月8日	平成29年5月19日

● 通知等

省略標記	正式名称		公布年月日	最近改正
防火安全対策の強化について	社会福祉施設における防火安全対策の強化について	社施第107号	昭和62年9月18日	
利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	雇児総発0909第2号	平成28年9月9日	
防犯に係る安全の確保について	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号	平成28年9月15日	
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号 社援第1352号 老発第514号 児発第575号	平成12年6月7日	平成29年3月7日
大量調理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	衛食第85号別添	平成9年3月24日	平成29年6月16日
自立支援計画について	児童養護施設等における入所者の自立支援計画について	雇児福発第080001号	平成17年8月10日	
食事計画について	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	子母発0331第1号	令和2年3月31日	

目 次

I 施設・事業の運営		
1 管理規程	1
2 施設・設備の管理	1
3 非常災害対策	1
4 防犯対策	2
5 衛生管理等	2
6 地域社会との交流・連携	2
II 職員の状況		
1 職員配置	2
2 職員の処遇	2
III 業務の質の評価・苦情解決等の取組		
1 業務の質の評価	3
2 苦情解決の取組	3
IV 入所者の処遇		
	3
V 食事		
	4

児童施設指導監査の着眼点（運営編）

◆令和2年度指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
I 施設・事業の運営		
1 管理規程		
◆ (1) 管理規程	次の事項について、管理規程を整備しているか。 (1) 入所者の援助に関する事項 (2) 施設の管理についての重要事項	認可基準条例第17条
2 施設・設備の管理		
(1) 一般原則	施設の目的を達成するために必要な設備を設けているか。	認可基準条例第5条
	施設の構造設備は、採光、換気等入所者の保健衛生及び危害防止に十分考慮して整備しているか。	
(2) 設備の基準	施設種別ごとに定められた設備の基準を満たしているか。 (1) 必要な設備が設けられているか。 (2) 基準面積以上となっているか。	認可基準条例第25条、第26条、第34条、第55条、第95条、第101条、第111条
3 非常災害対策		
(1) 防火管理者	防火管理者を選任し、所轄消防署に届け出ているか。	消防法第8条
(2) 消防計画	防火管理者は消防計画を作成し、所轄消防署に届け出ているか。	消防法第8条、消防法施行令第3条の2
(3) 消防設備	消火器、非常口など、非常災害に必要な設備を設けているか。 また、消防用設備の点検及び所轄消防署への報告をしているか。	認可基準条例第6条、 消防法第8条の3、17条の3の3
◆ (4) 非常災害対応	地震や火災、風水害などの非常災害に対する具体的な計画を策定し、職員に周知しているか。	認可基準条例第6条 利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について 市防災計画「震災対策編」
◆ (5) 避難訓練及び消火訓練	避難訓練及び消火訓練を毎月実施しているか。	認可基準条例第6条
	夜間避難訓練を実施しているか。(入所施設)	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について 防火安全対策の強化について
◆ (6) 浸水及び土砂災害対策	浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、要援護者施設対象となっている場合、避難確保計画を策定し、横浜市へ計画を報告しているか。	水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2 市防災計画「風水害等対策編」
	浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、要援護者施設対象となっている場合、適切に訓練を実施しているか。	水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2

項目	着眼点	根拠法令等
4 防犯対策		
(1) 防犯対策	以下の項目について実施しているか。 1 日常の対応 (1) 所内体制と職員の共通理解 (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 (3) 施設等と利用者家族の取り組み (4) 地域との協同による防犯意識の醸成 (5) 施設整備面における防犯に係る完全確保 2 不審者情報を得た場合、その他緊急時の対応 (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒態勢 (2) 不審者が立ち上がった場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等 年1回以上、不審者侵入対応訓練が行われているか。	防犯に係る安全の確保について
5 衛生管理等		
◆(1) 感染症及び食中毒の予防、まん延防止	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、マニュアルの整備などの必要な措置を講じているか。また、職員会議や研修等で職員に周知し、共通理解を図っているか。	認可基準条例第13条
(2) 医薬品管理	必要な医薬品その他の医療品を備え、適正に管理しているか。	認可基準条例第13条
(3) 飲用水等の衛生管理	児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置が講じられているか。	認可基準条例第13条 大量調理マニュアル
6 地域社会との交流・連携		
(1) 事業内容の周知	地域社会との交流・連携を図り、保護者や地域に対し、施設の運営内容を説明するよう努めているか。	認可基準条例第5条
II 職員の状況		
1 職員配置		
(1) 職員配置	施設種別ごとに定められた職員の配置基準を満たしているか。 (1) 定められた職種の職員を必要人数配置しているか。 (2) 資格を有する職種の職員について資格を有しているか。	認可基準条例第27条、第35条、第37条、第56条、第58条、第96条、第102条、第104条、第105条、第112条 児童家庭支援センター要綱
	他の社会福祉施設と併設する施設において、入所者の処遇に直接従事する職員を社会福祉施設の職員と兼務させていないか。	認可基準条例第9条
(2) 施設長の資格等	施設種別ごとに定められた施設長の資格等を満たしているか。	認可基準条例第28条、第36条、第57条、第66条、第76条、第85条、第92条、第97条、第103条
2 職員の処遇		
◆(1) 就業規則、協定等	就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。	労基法第89条
	給与規程を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。	労基法第89条
	育児・介護休業規程を作成し、労働基準監督署に届け出ているか。	労基法第89条

児童施設指導監査の着眼点（運営編）

◆令和2年度指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
◆ (1) 就業規則、協定等	時間外・休日労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	労基法第36条
	職員が宿直勤務として断続的な業務をおこなっている場合、労働基準監督署の許可を受けているか。(入所施設)	労基法第41条、労基法施行規則第23条
	給与は給与規程等に基づき適正に支払われているか。	労基法第24条、第89条
	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しているか。	労基法第15条、 労基法施行規則第5条
(2) 職員関係帳簿の整備	職員の資格証明書、履歴書を整備しているか。	認可基準条例第18条
	労働者名簿を整備しているか。	労基法第107条
	賃金台帳を整備しているか。	労基法第108条
(3) 職員研修	職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	認可基準条例第8条
(4) 職員の健康診断	職員の健康診断を定期的に行っているか。	認可基準条例第15条 労働安全衛生法第66条
III 業務の質の評価・苦情解決の取組		
1 業務の質の評価		
(1) 自己評価	施設運営の内容について、自ら評価を行っているか。	認可基準条例第5条、第32条、第39条、第61条、第99条、第107条
(2) 第三者評価	定期的に第三者評価を受け、その結果を公表しているか。	認可基準条例第32条、第39条、第61条、第99条、第107条
2 苦情解決の取組		
(1) 苦情への対応	苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の仕組みが整備され、周知されているか。	認可基準条例第20条 苦情解決指針
	保護者等からの苦情や要望を記録し、第三者委員に報告する等、苦情解決の仕組みに基づき、迅速かつ適切に対応しているか。	
IV 入所者の処遇		
(1) 人権への配慮	入所者の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営しているか。	認可基準条例第5条
(2) 入所者を平等に取扱う原則	国籍、信条、社会的身分等により差別的取扱いをしていないか。	認可基準条例第10条
(3) 虐待等の禁止	児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (法第33条の10各号(禁止行為): 暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等)	認可基準条例第11条
(4) 懲戒に係る権限の濫用禁止	児童福祉施設の長は、懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を乱用していないか。	認可基準条例第12条
(5) 秘密保持等	業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられているか。	認可基準条例第19条
(6) 入所者の健康診断	入所時の健康診断、1年に2回の定期健康診断、臨時の健康診断を実施しているか。	認可基準条例第15条

児童施設指導監査の着眼点（運営編）

◆令和2年度指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
(7) 預り金等の管理	預り金・給付金に関する管理規程、個人別に金銭出納状況を明らかにする帳簿を整備し、適正に管理しているか。	認可基準条例第16条
(8) 自立支援計画の策定	入所(利用)児童について自立支援計画を策定し、これに基づいた支援がされているか。	認可基準条例第31条、第39条、第61条、第99条、第107条
V 食事		
(1) 調理方法	入所している児童に食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法（当該施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行われているか。	認可基準条例第14条
(2) 調理業務の外部委託	調理業務を外部委託している場合、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されているか。	認可基準条例第14条 調理業務委託について
◆ (3) 献立	食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであるか。	認可基準条例第14条 入所基準条例第27条 通所基準条例第32条 食事計画について
◆ (4) 食事	食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっているか。 また、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	認可基準条例第14条 入所基準条例第27条 通所基準条例第32条 食事計画について
(5) 食中毒予防対策	原材料及び下処理段階の管理、加熱処理調理食品の加熱、原材料及び調理食品の温度管理等を徹底しているか。 害虫駆除を半年に1回以上実施しているか。 検食を実施して、記録しているか。 保存食は原材料と調理済を適切に保存しているか。	大量調理マニュアル
(6) 食事を調理する者の健康診断	児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を料理する者につき、綿密な注意が払われているか。	認可基準条例第15条 大量調理マニュアル